平成28年度　静岡支部事業計画の実施結果について

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

企画総務グループ

※実施期間については左側：予定　・　右側：結果

保険運営の企画　〇保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
●保険者としての情報発信 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、医療に関する情報の収集、分析を県と連携・協働して更に進めるとともに、県をはじめ関係方面（県内市町村・他保険者・関係団体等）に積極的に発信し連携に活用する。 また、データヘルス計画の確実な実施や、地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図り地域医療に貢献する。	協定書を締結している静岡県・静岡市・浜松市・島田市とデータ分析、健康づくり事業を協働で行うとともに、他の関係団体とも協定を締結し関係方面へ積極的に発信・連携を図る。	通年	通年	〇関係団体との健康づくりに関する協定の締結 静岡県歯科医師会（5/24）・静岡運輸支局（9/5）・静岡県社労士会（10/26） 〇静岡市と禁煙＆受動喫煙防止に関する標語コンクール開催 〇浜松市と事業所アンケートの実施 〇ルネサンスとスポーツフェスタの開催（11/11） 〇島田市とタニタの健康セミナーの開催（12/17） 〇スポーツクラブアクトスとの協定	新たに3団体と健康づくりに関する協定を締結した。また協定締結市及び関係団体と連携し、各種の事業を実施し積極的に発信した。今後業界団体や商工会議所等連携先を広げていく。
	データヘルス計画「ふじのくに健康づくり推進事業所」を拡大するため、官民学一体となり健康経営を普及し事業の拡大を図る。また健康宣言をする事業所を積極的に募集するとともに、オール静岡として事業展開を実施する。	通年	通年	〇「ふじのくに健康事業所応援キャンペーン」を実施。 〇健康経営セミナーの実施 9/20（富士市）・11/7（浜松市）・1/17（静岡市） 〇マスメディアを活用し、新聞・テレビでの健康宣言事業の普及を図った。 〇健康宣言事業所386社（H29.3月末現在）	目標としていた健康宣言事業数を超えることができた。 また宣言事業所の取り組み事例をセミナーや新聞、テレビで紹介したり、関係団体を通じた勧奨を行うことにより県内に健康経営の浸透を図った。 今後は宣言事業所への振り返りシートの充実や、健康経営優良法人の認定に向けて、さらに事業所をバックアップしていく。
	保険者協議会・地域医療体制等に係る検討の場に参画し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。	通年	通年	保険者協議会（県内9市町）・地域医療構想調整会議（4圏域）等に委員として参画し意見発信を行う。	平成29年度は支部長が静岡県国保運営協議会及び医療審議会の委員に委嘱されており、更に意見発信を強化していく。

1

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

企画総務グループ

保険運営の企画　〇保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
2	●広報の推進 加入者および事業主に対し、当協会事業について広く周知するため、広報紙やホームページを活用するとともに県・市町・関係団体との連携による広報などメディアへの発信力を強化する。	〇毎月1回広報紙を作成し、年金事務所の納入告知書に同封のうえ送付する。 〇県・市町・関係団体・マスメディアと連携・共催し積極的に発信を行う。	通年	通年	〇毎月１回、広報紙を作成し、年金事務所納入告知書へ同封、適用事業所51.000件に送付。 〇「ふじのくに応援キャンペーン」として新聞・テレビ・WEBにて積極的に発信を行った。	〇健康保険制度改正や健康づくり事業等、事業主や加入者にわかりやすく、興味を持っていただけるような広報紙を作成していく。 〇積極的にプレスリリースを行い、新聞記事やテレビでの取り上げを通して協会事業の周知を図る。
3	●広報の推進 メールマガジン登録数の拡大を図り、事業主・加入者に対するタイムリーな広報を推進する。また、ソーシャルネットワークサービスを活用し、広報を推進する。 （平成27年度を上回る登録数）	インターネット環境開通後は新規登録件数を増やすとともに毎月定期的にメールマガジンを配信し、随時最新情報を発信していく。タイムリーな情報提供できる広報媒体として、加入者及び事業主に加入促進を図る。	通年	通年	平成28年8月にインターネット環境開通後、メールマガジンの配信を再開した。 メールマガジン新規登録者の拡大を図った。（H29年3月末現在5,370件）	毎月、社内で回覧できる健康情報など、協会ならではの信頼性のある情報を発信していくとともに、登録者数の増加を目指す。
4	●健康保険委員の活動強化 健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等をとおして健康保険事業への理解をさらに深めていただくとともに、より一層結びつきを強めていく。 また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数のさらなる拡大を図る。 （委嘱者数2割増）	研修会の開催、健康保険委員への広報紙の作成、各種事業の開催通知により、制度の周知や健康保険事務に対する知識向上を図る。また健康宣言事業所へのエントリーを促し、事業所の健康づくりを推進していただくサポートをする。 年金機構と合同の健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数を増やすためにチラシの送付や電話勧奨を行う。	通年	通年	〇平成29年3月末3.434名（年度当初1.388名） 〇平成28年11月健康保険委員研修会の実施。第２部として県薬剤師会よりジェネリック医薬品についての講演（県内5会場） 〇平成28年11月24日日本年金機構と合同で健康保険委員表彰式を開催した（厚生労働大臣表彰1名・理事長表彰3名・静岡支部長表彰8名）	健康保険委員委嘱者数は平成28年度目標数に達成した。 更に規模別に健康保険委員の勧奨を行い、委嘱数の増加を目指す。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

企画総務グループ

保険運営の企画　〇保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
5	●ジェネリック医薬品のさらなる使用促進国の施策を踏まえ、ジェネリック医薬品自己負担軽減額の通知サービス、ジェネリック医薬品希望保険証ケースの配布、ホームページ等により使用のメリットに関して周知し、使用の促進を図る。 また、若年層を対象に花粉症アレルギー疾患の対象者にジェネリック医薬品使用促進チラシを送付するとともに、支部パイロット事業として、薬局に対してジェネリック医薬品使用状況通知を送付する。 （平成27年度を上回る使用割合）	〇広報紙、メールマガジン、各種事業でのチラシ配布等により、ジェネリック医薬品の周知、普及を図る。 〇パイロット事業として、薬局向け「ジェネリック通信」と分析による階層化別勧奨事業を実施する。 〇花粉症等アレルギー疾患の対象者にジェネリック医薬品使用促進チラシを送付し、結果分析・効果測定を行う。	通年	通年	〇平成29年2月ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース） 静岡支部71.9%、全支部平均70.5% （H29.2月末現在） 〇8月・2月にジェネリック医薬品軽減額通知送付（計162.673件）。 8月送付分の静岡支部切替率25.6%、軽減効果額64.078.804円 〇平成29年1月に花粉症にかかるジェネリック医薬品使用促進通知14.799件送付 〇パイロット事業として、平成28年11月・平成29年2月に県内1.700薬局に対し薬局ごとのジェネリック使用状況等を見える化したジェネリック通信を送付。	パイロット事業として実施した薬局向けジェネリック通信の送付及び一般名処方と調剤レセプトの紐付けによるジェネリック割合分析については、全国展開の足掛かりとしての事業となった。 ジェネリック医薬品使用割合を伸ばすため、平成29年度パイロット事業として医療機関向けジェネリック通知の発行を行う。

保険運営の企画　〇組織の適切な運営

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
6	●運営体制の強化 組織体制の検証を随時実施し、必要に応じ見直しを行い運営体制の強化を図る。	共同業務委託、データヘルス計画の実施等必要に応じて組織体制の検証を実施し、見直しと組織強化を図る。 人事制度改定により、役割等級制度及び新人事評価制度を確実に定着させる。	通年	通年	平成28年10月に人事制度改定が行われた。役割等級制度、人事評価制度、給与制度等が改定されたことに伴い、新制度をスタートさせた。	各自が新人事制度の当事者として改定の目的を理解し、制度を運用していくよう体制を整えていく。
7	●コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ等の徹底 打合せ会、研修会を通じ遵守を徹底する	コンプラインス委員会、個人情報保護委員会の開催及び各種研修会を定期的に実施する。また協会が取り扱う個人情報の重要性を全職員が認識し、事故発生防止に努める。	通年	通年	コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会の開催及び各種研修会を実施。	〇引き続き個人情報保護、情報セキュリティの徹底を行う。 〇繰り返しの注意喚起により、法令遵守の徹底を図る。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

企画総務グループ

保険運営の企画　〇組織の適切な運営

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
8	●事務処理誤りの発生防止 事務処理誤り防止に向け、事務処理手順書を遵守するとともに、効率的なチェック体制等の徹底により事務処理誤りの発生を防止する。	過去に発生した事務処理誤り案件の検証、再発防止策を徹底する。また発生した事故については全職員が情報共有する。	通年	通年	事務処理誤り件数1件（H29年3月末現在）、前年同月（8件）に比べ△7件となっている。	事務処理誤りゼロを目指し、注意喚起、職員研修、事務処理誤りゼロ月間の取り組み等を行っていく。
9	●職場におけるコミュニケーションの強化 自由闊達な気風と創意工夫に富んだ風通しの良い組織風土づくりを目指す。	支部活性化プロジェクト会議を活用し、スタッフの意見や提案を積極的に発信する雰囲気を醸成し、また、その声を組織に取り入れる風土を作る。	通年	通年	支部活性化プロジェクトチームにより出された改善提案の実施。 〇健康保険クイズの支部掲示板掲載 〇支部内自主勉強会の開催 〇社内広報紙の発行　等	改善提案は必ず実施することとし、今後も若手の声を取り入れていく。
10	●職場におけるコミュニケーションの強化 朝礼を活発化し、情報共有を密にする。	グループごとに毎朝朝礼を行い、全員で電話フレーズの復唱、情報共有を行い、チームワークの強化を図る。	通年	通年	各グループで毎朝朝礼を行い電話フレーズを全員で復唱し、CSの向上に努めた。	引き続き支部事業や業務の進捗状況等の情報を全職員が共有し、報告、連絡、相談の体制づくりを行う。
11	●人材育成の推進 中長期的視点から、リーダー、スタッフ各階層での研修の実施及びジョブローテーション「一人三役体制」の確立を図るとともに、e-ラーニングの実施や通信教育講座などへの参加を呼び掛ける。	各階層における研修計画、ジョブローテーションを行いながら、支部基盤の人材育成を進める。 また新規採用職員のOJT研修を通じ新人および現職員両者の成長を促す。	通年	通年	〇平成28年4月新規採用職員2名に対しOJT研修を6か月実施。 〇外部講師による電話応対研修、支部長講師による支部内研修を実施した。	〇平成29年度4月新規採用の職員2名に対してもOJT研修を実施し、協会けんぽの即戦力となるよう育成する。 〇お客様満足度向上にむけた外部講師による電話応対研修を実施する。
12	●業務改革・改善の推進 支部活性化プロジェクト会議を開催し、加入者の利便性及びサービスレベルアップへ向け現状業務の更なる効率化に努め改善を図る。 また、業務のアウトソース推進により、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。	〇支部活性化プロジェクト会議での提案を実行し、業務効率化及び業務改善を図る。 〇全職員による事業所訪問を行い、加入者との距離を縮めるとともに、職員のスキルアップを図る。	通年	通年	健康宣言事業所に全所体制にて事業所訪問を実施した。加入者と面談することで、距離を縮めるとともに、営業力アップを図った。	全職員が事業所訪問を実施することにより、加入者との信頼関係の構築や営業力・訴求力の育成を行うことができた。 引き続き全職員による健康宣言事業所訪問を実施する。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

企画総務グループ

保険運営の企画　〇経費の削減

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
13	●競争入札等の実施 予定価格100万円を超える契約について、一般競争入札を実施する。	予定価格100万円を超える契約について一般競争入札を実施する。また調達公告からその結果までをホームページ等で情報公開し、公平性・透明性を維持確保する。	通年	通年	〇一般競争入札　7件 〇調達公告や入札結果は支部ホームページに掲載した。	引き続き、公平性・透明性を維持した調達を行う。
14	●適切な在庫管理 物品（備品、消耗品）等の払い出し、在庫状況を常に把握し適切な在庫管理を行う。	〇全職員へコスト意識を徹底させ、無駄を排除する。 〇物品(備品・消耗品）等の払出・在庫状況等を常に把握し適切な在庫管理を行う。	通年	通年	〇電気使用量、残業時間等をデータにて公開し、職員のコスト意識向上を図った。 〇物品の払出・在庫状況を財務チームが一括で把握し、適切な在庫管理を行った。	〇使用料や料金等の見える化し、職員のコスト意識向上を行う。 〇引き続き在庫管理を行い、必要最小限の物品を購入していく。
15	●エネルギー消費の無駄などの削減 業務上支障のない消灯及び室温管理の徹底等、電力消費の軽減を実施する。	〇クールビズやウォームビズを周知し、職員の間でコスト意識の向上を図る。 〇適切な室温管理に努める。	通年	通年	〇夏季節電対策として、室温管理やサーキュレーターの活用を実施した。 〇月・水・金にノー残業デーの実施 〇支部13階レイアウト変更に係るエ事費について、業者との減額交渉や梱包用段ボールの再利用により経費削減を図った。	夏季、冬季節電対策に合わせて職員への啓発を行う。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

業務第1グループ

健康保険給付等　〇サービス向上のための取組

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
1	●サービススタンダードの遵守 傷病手当金等の現金給付の支給申請については、返戻・照会分を除き、受付から支払（振込）までに要するサービススタンダード（10営業日以内）を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。	迅速な受付、審査を実施しサービススタンダード100%達成を維持する。 端末操作により進捗状況の確認を日々実施。 返戻内容の丁寧な説明を心がけ、再返戻することの無いようにする。 長期返戻中の申請書については催促文書を送付するなど、申請漏れ防止を図る。	通年	通年	サービススタンダード（10日以内）を確実に実施のため、日々の進捗状況確認の実施。 平均処理日数　7.56日（昨年度8.28日）H29.1 返戻内容の丁寧な説明を心がけ、再返戻することの無いよう心掛け、また長期返戻中の書類について催告文書を送付し、申請漏れ防止を図った。	今後もサービススタンダード100%達成を維持し、迅速、正確な書類審査に努める。 今後も引き続き、処理経過の確認徹底に努め、処理遅延が発生しないよう進捗管理を強化していく。

健康保険給付等　〇医療費適正化のさらなる推進

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
2	●柔道整復施術療養費の照会業務の強化 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。 また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 （昨年度を上回る照会件数）	柔道審査委員会からの指摘事項に基づき、受診者及び施術者に対し文書照会を行い、支給可否判断を行う。 受診者への文書照会を強化し、より多い受診者に対し制度の周知をしていく。 〇健康保険を使用した柔道整復療養のかかり方について、広報誌やHPを活用し周知を図る。 〇3部位以上＋15日以上の受診者に対しての文書照会の強化。 〇不正請求の疑いのある申請については厚生局へ情報提供を行う。	通年	通年	主に3部位以上かつ15日以上の施術を受けている受療者及び施術所に対し照会文書送付。 3部位以上の請求件数　30.873件 （対前年比　−1,935件） 15日以上での請求件数　8,269件 （対前年比　−1,172件） 3部位以上かつ15日以上の請求件数　2,391件 （対前年比　-218件） 本人照会件数　　12.068件 （対前年比+5,329件） 照会率504.7% （対前年比　+246.4%） 総支給金額1,296,893,072円 （対前年比−6,952,530円）	昨年度と比べ、照会件数を大幅に増やしたことにより、3部位以上請求件数、15日以上の請求が減少し、請求総額も減少している。 今年度についても、多部位、多受診を対象に照会をさらに強化し適正化に努めていきたい。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

業務第1グループ

健康保険給付等　〇現金給付の審査強化

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
3	●傷病手当金・出産手当金の審査の強化 傷病手当金・出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて審査を強化する。 審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断し、必要に応じて立入調査を実施するなど、不正請求を防止する。 （定期開催年2回　その他随時開催）	保険給付適正化プロジェクトチーム会議を活用し効果的な審査・調査の実施。 不正申請の疑いのある申請については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議に図り、積極的に立入調査を実施する。 調査対象の選定方法 ・標準報酬月額83万以上の被保険者からの申請 ・新規適用日より3ヶ月以内の申請 ・資格取得後、3ヶ月以内の申請 ・役員からの申請	通年	通年	審査過程で疑義のあるものについて保険給付適正化プロジェクト会議を開催し立入調査を実施。 立入調査件数12件 内訳　傷病手当金6件、出産手当金6件 ・報酬の疑義に関するもの（申請直前の報酬改定等）　・・・ 1件 ・資格取得間もない申請　・・・ 6件 ・議事録添付申請の事後調査（役員報酬）　・・・ 2件 ・標準報酬83万円以上　・・・ 3件 指摘事業所 2件　資格取得日訂正2件、報酬訂正1件	次年度も引き続き ①標準報酬月額が83万円以上の加入者からの申請 ②資格取得日から90日以内の申請 ③議事録添付申請についての事後調査 を主体に審査を強化する。
4	●療養費の適正化 海外療養費の不正請求を防止するため、外部委託を活用した診療明細の精査や診療内容の再確認、医療機関への文書照会を実施し、審査を強化する。 （昨年度を上回る翻訳委託件数）	実施取扱要領に基づき審査の強化 〇旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写しの添付 〇海外の医療機関に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書の添付 医療機関照会文書の作成のため翻訳業務委託を活用し、診療明細の精査や診療内容の再確認、医療機関への文書照会を実施し審査強化を図る。	4～ 9月	4～ 9月	不正請求防止のため実施取扱要領に基づき、申請者のパスポート写しの添付を徹底。 本部の翻訳業務委託の活用 レセプト作成依頼　14件（前年度 4件） 翻訳依頼　69件　（前年度13件）	28年10月より全国集中処理実施。
5	●療養費の適正化 はり、きゅう、あんまマッサージ施術に係る療養費申請における頻回施術、往療料の算定及び医師による治療との併給等について、必要に応じて施術所、同意医師及び患者等への照会を行い適正化に努める。 （昨年度を上回る照会件数）	適正な給付のため、申請自体の適正化と申請後の書面審査上の疑義に対する調査業務を強化する。 照会時のパンフレット同封、広報誌・HP・メルマガ等による広報。被保険者に対し正しい健康保険のかかり方を周知する。 請求内容に疑義の生じたものは、必要に応じ、施術所・同意医師・被保険者等へ照会を行い、適正な給付を行う。	通年	通年	〇往療料の請求のあったあんまマッサージ師（164施術所）あてに「往療料の適正啓発チラシ」を送付。 〇頻回施術、往療料の算定及び医師による治療との併給について、同意医師、施術所、本人へ照会実施。 照会件数　202件（対前年比　+6件） 不支給件数 35件（対前年比　−9件）	〇今後も施術所、同意医師及び患者等への照会の強化を図り適正化に努める。 〇昨年度実施した「往療料の適正啓発チラシ」を定期的に送付する。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

業務第2グループ

健康保険給付等　〇サービス向上のための取組み

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
1	●お客様満足度向上のための取組み 加入者の意見、要望等について迅速に対応しサービスの改善に結びつける。 また、加入者の目線に立った対応が出来るよう職員一人一人のスキルを高めることで、サービスの質の向上を図る。 お客様満足度 窓口：100% 電話：65%	〇お客様からの意見や要望に対して可能な限り速やかに対応していく。 ①窓口に意見箱の設置。 ②窓口担当者からの日々の報告内容の確認。 〇職員研修の実施、朝会での電話対応における基本フレーズの復唱により、職員全員がお客様への対応スキルを身につけることで、お客様満足度の向上を図る。 〇お客様からの相談に対しては適切にご案内できるよう勉強会の機会を設けるなど支部内での取り組みを実施することで協会職員としての知識の向上を図る。	通年	通年	平成28年度調査結果 （静岡支部） 窓口：98.3%（平成27年度：100%） 架電：52.5%（平成27年度：55.0%） （全国） 窓口：97.4%（平成27年度：96.8%） 架電：59.9%（平成27年度：57.8%） 〇朝会での電話対応基本フレーズの唱和、月１回の電話チェックシートによるチェックを実施。また、接客に対する職員研修の実施。 〇マイナンバー導入に伴う事務処理の変更などは、事前に広報・チラシなどにより周知し、お客様がスムーズに手続きを行えるように図った。	窓口、架電ともに前年を下回り、残念な結果となった。特に架電に関しては、全国平均をも下回っている。 支部全体で電話対応の向上を図るため「CS向上委員会」を立ち上げ、支部職員全員がサービスの向上を意識するよう図る。 （上長や外部機関による電話対応チェックとフィードバックの実施。また、外部機関による支部内研修の実施。月１回、支部内メールによる注意喚起等）
2	●高額療養費制度の周知 加入者の医療機関等での窓口負担を軽減するため、限度額適用認定証の利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対してターンアラウンドによる申請勧奨を推進する。	〇制度周知のための広報の実施。 〇限度額適用認定申請書を医療機関の窓口等に設置いただけるよう県内の医療機関に対して協力を求め、患者様に制度のご案内と申請書配付をお願いすることで利用者数の向上を図る。 〇高額療養費制度をご存じなく請求がされていない加入者様に対して受診後１年以内を目途に勧奨を実施できるよう取り組む。	通年	通年	〇制度周知のため、広報誌への掲載を実施。 〇限度額適用認定申請書とチラシ、返信用封筒がセットされた、「限度額セット」を作成し、県内有床医療機関に設置を促す勧奨を実施。 〇高額療養費制度をご存じなく未申請の方に対して、6ヶ月後の勧奨を実施。	〇「限度額セット」を利用していただける医療機関は少しづつ増加。しかし、まだ利用していただけない医療機関もあるため、29年度は医療機関に利用状況などのアンケートを実施。アンケート結果を基に勧奨計画をたて、さらなる限度額適用認定証の利用促進を図る。 〇高額療養費の未申請者に対しては、当初計画を大きく上回り6カ月後の勧奨を実施している。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

業務第2グループ

健康保険給付等　〇医療費適正化のさらなる推進

事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
3 ●被扶養者資格の再確認 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。 提出率：90%	〇早期提出に向けた広報の実施。 〇未提出事業所に対して電話等による督促の実施。（提出期限に間に合うよう早期実施） 〇提出された書類の迅速な処理。	6～ 10月	6～ 10月	平成28年度実施結果 （静岡支部） 対象：35,062事業所、 185,971人 提出：30,592事業所、削除：1,592人 （全国） 対象：1,205,743事業所、 7,376,445人 提出：1,021,139事業所、削除：70,069人 効果額：約23億円	提出率については、前年度（86.83%）を上回る87.25%であったが、目標数値（90%）にはとどかなかった。 全国平均の提出率が84.69%であるので、現在の水準を落とすことなく今後も提出率向上を図っていく。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

レセプトグループ

健康保険給付等　〇効果的なレセプト点検等の推進

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
1	●効果的なレセプト点検の推進 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検方法の見直し改善をしながら、前年度を上回る効果額を目標とする。 （前年度を上回る）	診療報酬改定への対応等、本部より示された基本方針を確実に実行する。月１回支払基金と原審・査定事例を協議し疑問点等を解消する。	通年	通年	本部から示された重点項目に基づき策定した行動計画を確実に遂行することで加入者１人あたりの診療内容等査定効果額について前年度実績を大幅に上回ることが出来た。 H28査定効果額：148円（H27：102円）	自動点検の活用による効果的かつ効率的な点検の実施、点検員一人ひとりのスキルアップを図るための勉強会や支払基金との協議強化に加え、点検員との定期的な面談により毎月の実施状況や支部としての取り組み方針を伝えることで、個々の意識付けを図り、結果に結びつけることが出来た。
2	●効果的なレセプト点検の推進 他支部査定事例の分析・活用、研修を実施するなど点検員のスキル向上への取組みを強化し、点検技術の底上げと平準化を図る。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。	本部提供の他支部事例を活用し、点検員のスキルを向上させる。また、パソコン機能を多用することがあり、苦手な者について、アドバイスや指導を行う。	通年	通年	他支部で査定された事例の分析、点検への活用を通して、効果額の向上を図るだけでなく個々のスキルアップに繋げることも出来た。	他支部での査定事例については、新たな発見にも繋がることから引き続き取り組んでいく。
3	●効果的なレセプト点検の推進 一部外部委託することにより、内容点検を充実させ、効果的な点検を徹底する。	全国一律で実施。外部委託点検業者の点検結果を調査分析しながら、点検の効果をとりいれていく。	通年	通年	全体の20%を外部委託。 H28査定金額：8,765,490円	外部委託による効果額も前年度から伸びており全体の効果額向上にも繋がった。 外部委託の点検結果を分析し取り入れていくことで更なる効果額の向上を目指す。

健康保険給付等　〇債権の発生防止のための取組み

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
4	●債権の発生防止のための取組み 資格喪失者における未回収保険証については日本年金機構において当支部と連携した一次催告を実施するとともに、文書による二次催告、電話や訪問を織り交ぜた三次催告を積極的に行い保険証の回収を強化する。	年金機構が実施している1次催告において、当支部作成の返納案内チラシと返信用封筒を同封して送付する。また、当支部が発送する催告も、喪失届処理後、早急に送付する。	通年	通年	保険証の未返納者に対する当支部からの催告については、日本年金機構において資格喪失処理を行った日の2週間後に発送するスケジュールに変更した。	保険証の未返納者に対する催告のサイクルを短縮し保険証の早期回収に努めることで、無資格受診の抑止にも繋がっていくため、引き続き取り組んでいく。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

レセプトグループ

健康保険給付等　〇債権の発生防止のための取組み

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
5	●債権発生防止のための取組み 事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、周知を行う。	健診のご案内へのチラシ同封 広報紙、チラシや、ポスターなどの他、健康保険委員研修会にて周知を図る。	通年	通年	保険証回収については、広報誌等による周知に加え、健康保険委員研修会といった事業所担当者が集まる機会を通じて協力依頼を行った。 また、資格喪失後受診による返納金が多く発生している事業所に対しては、直接文書を送付し保険証回収の協力依頼を行った。	資格喪失後受診の抑止を図るには退職後の保険証回収を確実に実施する必要があることから、今後においてもあらゆる機会を通して周知を行っていく。
6	●債権の発生防止のための取組み 国保加入の確認が取れた者等については、請求替を積極的に実施し、債権発生防止を図る	国保の加入が確認できた者については、積極的に請求替えを実施する。	通年	通年	資格喪失後に国保加入が判明した者について、保険者間調整を活用することで回収率の向上に努めた。 H28保険者間調整金額：16,170,828円	保険者間調整は、債権回収において有効かつ確実な手法であることから、今後においては、債権発生の早い段階から案内を実施する等、積極的に活用出来るよう取り組んでいく。
7	●債権発生防止のための取組み 医療機関による資格確認業務を推奨し、資格喪失後受診の防止及び保険証回収を強化する。	資格確認業務を実施する医療機関を一か所でも増やし、適正な保険証使用の推進を図る。	通年	通年	県内大規模病院を対象に呼びかけを行い、参加医療機関の増加を図った。 参加医療機関数　11機関 （H28.3時点　3機関）	参加医療機関は8件増加したが、利用率が医療機関により異なるため、利用率の低い医療機関へのヒアリング等を行い対応することで利用率向上を図っていく。

健康保険給付等　〇積極的な債権管理回収業務の推進

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
8	●積極的な債権管理回収業務の推進 債権の適切な管理により、文書催告の他、電話や訪問による催告を実施し、債権の早期回収を図る。 （年間　電話2000件　訪問20件）	年度当初に債権回収計画を策定、毎月下旬に実施状況及び計画の検討を債権会議にて、翌月の具体的計画を策定する。	毎月	毎月	返納金の未納者に対して、債権回収計画に基づき電話及び訪問による催告を実施した。 H28電話催告件数：2,776件 H28訪問催告件数：52件	電話催告及び訪問催告については、債務者と折衝できる確率が低く、手法も含め見直しが必要である。 特に訪問催告については、不在や転居といったケースも多いことから、訪問の必要性を精査したうえで実施する必要がある。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

レセプトグループ

健康保険給付等　〇積極的な債権管理回収業務の推進

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
9	●積極的な債権管理回収業務の推進 納付困難な者について、保険者間調整の仕組みを利用する他、約束不履行者や納付拒否者など納付意志がない者については、法的手続きによる回収を積極的に実施する。 年間40件以上	主に納付拒否者及び納付不履行者に対し、内容証明郵便を送付する。その後、納付無き者等に対し、支払督促等の法的手続きを行い、債権回収に努める。	通年	通年	納付拒否者、納付約束不履行者といった債務者に対しては、内容証明郵便による催告の実施及び法的手続き（支払督促）を実施することで債権回収に努めた。 H28支払督促件数：54件	悪質な債務者に対しては、法的手続きにより債権回収に努めてきたが、債務名義取得後において財産調査がままならず、強制執行に結びついていない状況がある。 そのため、法的手続きについては、協会けんぽでの現存者（再取得者）を中心に実施していくことでより確実に債権回収に結び付けられるよう取り組んでいく。
10	●積極的な債権管理回収業務の推進 交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を行い、より確実な回収を実施する。 （前年度を上回る）	進捗状況をしっかり把握し、次の処理について事績を残す。未回収となっている債権について、随時損害保険会社等に対し折衝を図る。	通年	通年	損害賠償金債権については、損害保険会社へ請求を行った後の進捗管理を適切に行い確実な回収に努めることで前年度の回収率を上回ることが出来た。 H28回収率（件数）：99.58%（H27：96.42%） H28回収率（金額）：99.61%（H27：89.34%）	損害賠償金債権は、求償すべき案件は全て適切に調定を立てたうえで確実な回収に努める必要があることから、適切な調定と回収を課題として引き続き取り組んでいく。
11	●積極的な債権管理回収業務の推進 会議や研修等により、債権回収業務のノウハウの取得及び効果的な回収方法、体制の実施を図る。	本部主催の債権担当者会議・研修（年2回予定）に積極的に参加する。また、支部内での債権会議を毎月開催し、実施状況を共有していく。	毎月	毎月	本部主催による債権事務担当者及び求償事務担当者を対象とした研修に担当者（各1名）が参加した。 また、支部内での債権会議を毎月実施することで進捗状況の把握に努めた。	債権事務担当者及び求償事務担当者は本部主催の研修に参加することで専門的な知識の習得に努めることが出来た。 また、支部内で債権事務担当者を中心として実施している債権会議は、債権全体の進捗状況を確認（情報共有）するだけでなく、個別案件の対応を協議する等、重要な場となっていることから引き続き実施していく。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

保健グループ

保健事業　〇健診

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
1	被保険者（40歳以上） （受診対象者数:363,569人） 生活習慣病予防健診 実施率:63.3% （実施見込者数:230,139人） 事業者健診データ 取得率:6.5% （取得見込者数:23,632人）	〇昨年度効果のあった、「生活習慣病予防健診等受診勧奨業務委託」を今年度も継続して実施。前年度に生活習慣病予防健診等受診者がいないと思われる事業所データを、健診機関に渡し受診勧奨を行ってもらう。 〇土、日曜日・祝日に個別又は集団の生活習慣病予防健診会場を設定。年度末まで未受診の被保険者に対し、近くの会場をご案内する個別の受診勧奨を行う。 〇事業者健診結果データの取得業務を、業者委託し、取得者数を伸ばす。 〇事業者健診データ提供勧奨チラシを労働局・静岡県と合同名で作成配布する。	通年	通年	生活習慣病予防健診　：　受診率　56.8% （対象者：383,232人　受診者：217,554人） 事業者健診データ取得　：　取得率　5.0% （取得者：18,999人） 〇事業所への受診勧奨は、健診機関、社労士、外部委託業者へ委託し、健診対象者数が15人以上の事業所を中心に実施した。 また、上記勧奨の実施にあたっては、労働局との連名通知を事前に勧奨対象事業所へ送付のうえ実施した。 〇小規模事業所に勤務する方に対しては、土日の集団健診を企画し、被保険者個人宅へ勧奨を実施した。	生活習慣病予防健診 【対前年】 受診率＋1.6%　受診者＋14,933人 事業者健診データの取得 【対前年】 取得率－1.3%　取得者－4,023人 事業者健診データ取得件数が伸びない要因 ・制度説明しても個人情報の提供に抵抗があり、事業主の理解が得られない。 ・検査項目の不足。 今後、事業主のご理解、ご協力をいただけるように取得勧奨の方法を検討し実施する。
2	生活習慣病予防健診の個別勧奨による集団健診	土、日曜日・祝日に個別又は集団の生活習慣病予防健診会場を設定。年度末まで未受診の被保険者に対し、近くの会場をご案内する個別の受診勧奨を行う。	1～3月	1～3月	2、3月の土日に集団健診を実施 東部地区　：　対象者12,090人　受診者332人 中部地区　：　対象者11,387人　受診者314人 西部地区　：　対象者12,974人　受診者447人 合　　計　：　1,093人	本業務は、前年度モデル的に実施し、その結果を踏まえ、28年度は全県下で実施した。 対象者は小規模事業所に勤務する者を対象とし勧奨した結果、多くの方が受診された。 今後も継続して実施する。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

保健グループ

保健事業　〇健診

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
3	被扶養者 （受診対象者数:105,227人） 特定健康診査 実施率:22.6% （実施見込者数:23,781人）	〇静岡県に、各市町への「がん同時実施」説明機会を設けてもらい、各市町担当者に同時実施の協力要請を行い、「がん同時実施」会場を増やしていく。 〇協会けんぽ単独の集団健診実施を増加し、健診受診機会を増加する。	通年	通年	特定健康診査　：　受診率　21.9% （対象者：105,587人　　受診者：23,131人）	被扶養者特定健診 【対前年】 受診率－1.0%　受診者－1,041人 受診者数が減少した要因 ・27年度に自己負担無料の集団健診を受診した者が、28年度は自己負担が発生することを理由に受診しなかった。 ・検査項目が少ないために毎年受診しない。 今後は、受診者のニーズに応じた健診を企画し実施する。
4	扶養家族へ直接の特定健診受診勧奨案内（がん検診との同時受診用）	がん検診との同時実施を行う1ヶ月程度前に、受診勧奨用のDMを受診対象者自宅に送付し、受診を促す。	通年	通年	勧奨件数：11,682件 受診者：2,040人 同時実施可能な市町：18市町 （対前年+2市町）	〇受診券送付時にがん検診と特定健診が同時に受診できる会場を案内したほか、開催日1か月前に未受診者へ受診勧奨を実施した。 〇受診者数は今年度から集計を開始したため、今後、経年的に受診者数を把握し、効果的な実施方法を検討し実施する。
5	オプショナル測定付き特定集団健診を実施	被扶養者に対し、肌年齢などのオプショナル測定付特定集団健診を県内50ヶ所以上で実施。特定健診無関心層の新規開拓を行う。	8～ 12月	8～ 12月	勧奨対象者数：77,083人 静岡県内　63会場で実施　3,127人が受診	【対前年】 会場数＋16　受診者＋643人 健診機関が設定した定員に達していない会場が多い。 今後、すべての会場が定員に達するように効果的な実施方法を検討し実施する。
6	本人負担なし（無料）の特定集団健診を実施	過去3年間未受診の被扶養者に対して、自己負担なしの特定集団健診を実施。がん同時実施やOP付き集団健診で受診しなかった対象者に受診を促す。また、受診機会を増やすため、県内全域で実施する。	1～ 3月	1～ 3月	次の5会場で実施 静岡市（1日）対象者 9,909人　受診者162人 浜松市（2日）対象者10,447人　受診者262人 沼津市（1日）対象者 3,379人　受診者70人 富士市（1日）対象者 3,480人　受診者143人 合計637人が受診	【対前年】 会場数±0　受診者－485人 昨年度実施した3市に加え、富士市で新規に実施した。しかし、昨年度実施した3市では受診者が減少した。 今後の実施方法を検討し実施する。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

保健グループ

保健事業　〇受診勧奨対策

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
7	生活習慣病予防健診受診者の問診票発送時に被扶養者特定健診の受診案内リーフレット同封（被扶養者への同時受診勧奨）	生活習慣病健診機関に協力を呼び掛け、被保険者の生活習慣病問診票送付時に、被扶養者特定健診受診勧奨チラシを同封。家族での健診受診を促し勧奨を行う。	通年	通年	生活習慣病予防健診機関へ100,000部配布し、被保険者経由で被扶養者へ受診勧奨を実施	生活習慣病予防健診機関を通じて受診勧奨を実施した影響で、受診券を活用したドックを新設した健診機関等があった。 今後、多くの健診機関でも実施していただくように呼び掛けていく。

保健事業　〇保健指導

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
8	被保険者（実施予定者数:45,678人） 特定保健指導 実施率:14.5% （実施見込者数:6,623人） （内訳） 協会保健師実施6.1% （実施見込者数:2,779人） アウトソーシング分8.4% （実施見込者数:3,844人）	〇「特定保健指導実施勧奨用データの引き渡し契約」を特定保健指導委託機関と締結することにより、特定保健指導実施率増加を狙う。具体的には、生活習慣病予防健診結果において、特定保健指導対象者数が3人以上の事業所データを特定保健指導委託機関に渡し、特定保健指導委託機関に受診勧奨を行ってもらう。 〇検診車等による集団健診会場で、協会けんぽ又は委託健診機関により初回特定保健指導を行う。 〇「会場指定による特定保健指導」において、オプショナル測定付の保健指導を実施。 〇ICTを活用した、保健指導の導入により特定保健指導利用者の利便性を図る。	通年	通年	特定保健指導　：　実施率9.7% 積極的支援 8.2%　動機付支援 11.9%） 【対象者】 積極的支援 25,586人　動機付支援17,716人 合計　43,302人 【初回面接実施件数】 積極的支援2,958人（内、外部委託1,061人） 動機付支援2,278人（内、外部委託977人） 合計　5,236人（内、外部委託2,038人） 【評価済実施件数】 積極的支援2,088人（内、外部委託621人） 動機付支援2,100人（内、外部委託945人） 合計　4,188人（内、外部委託1,566人） 健康宣言した53事業所に対し、特定保健指導の訪問勧奨を行い、16事業所で特定保健指導を実施した。	被保険者の特定保健指導 【対前年】 対象者＋4,000人 初回面接＋418人　評価済者＋213人 実施率－0.3% 特定保健指導実施者数は増加したが、健診受診者数が増加したため、特定保健指導実施率は、－0.3%となった。 〇30年度の制度改正により、健診当日に特定保健指導が実施できることを踏まえ、29年度は健診機関と協力して、健診の流れの中で健康相談を実施し、特定保健指導の該当者には勧奨を実施する。 特に事業所での集団健診で特定保健指導が実施できる体制を構築できるように進めていく。 〇健康宣言事業所に対しては、今後も特定保健指導の勧奨を行い、利用者の拡大を図る。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

保健グループ

保健事業　〇保健指導

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
9	オプトアウトの同意書を利用した保健指導利用案内	健診結果送付時に保健指導利用案内を掲載した、オプトアウトの同意書を同封してもらうよう健診機関へ依頼する。	通年	通年	不同意登録者：1,619人 生活習慣病予防健診受診者の0.74%	【対前年】 不同意登録者＋102人 H29.5.30に個人情報保護法が改正し、特定保健指導の該当者名、支援コースが要配慮個人情報となったため、事業主と共同利用することを周知のうえ特定保健指導を推進する。
10	会場指定による特定保健指導	対象者の少ない事業所、訪問による保健指導を実施できない事業所の対象者に対し、県東部地区・中部地区・西部地区にOP測定付きの会場を指定し年間20日程度平日、土曜日に実施する。 また、同じく委託機関においても日時指定の特定保健指導を年間80日程度行うことで委託機関の利用拡大及び利便性の向上を図る。	通年	通年	76会場で実施 対象者 ： 7,769人　利用者 ： 238人 利用率 ： 3.1%	【対前年】 会場数－3会場　対象者－90人 利用者－49人利用率－0.6% 対象者へ勧奨しても、年々、利用者が減少しているため、利用勧奨と特定保健指導を外部委託によりモデル的に実施した。 【結果】 勧奨人数1,291人　利用者84人 利用率6.5% 上記のとおり一定の効果があったため、今年度も実施する。
11	被扶養者（実施予定者数:1,641人） 実施率:14.5% （実施見込者数:238人）	〇集合契約のA契約機関・B契約機関による特定保健指導の拡大。 〇委託以外で個別案内による会場指定の特定保健指導を行う。 〇事業所を経由しての利用勧奨又は、利用券を発行した個人に対して利用勧奨。 〇食事付の集団保健指導会場を業者委託で設置する。 〇「会場指定による特定保健指導」において、オプショナル測定付の保健指導を実施。	通年	通年	〇特定保健指導　：　実施率2.8% 積極的支援 8.2%　動機付支援 11.9% 【対象者】 積極的支援 394人 動機付支援 1,145人 【実施件数】 43人（内、外部委託 32人）	〇被扶養者特定保健指導 【対前年】 実施率＋0.9%　利用者 ＋10人 昨年度よりも増加したものの、大幅な増加には至らなかった。しかし、今年度、一部の集団健診会場において、受診者全員に対し、健康相談を実施し、特定保健指導の該当者には利用勧奨をモデル的に実施したところ特定保健指導に結び付き、効果が得られた。このため、今年度から本格的に実施する。

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

保健グループ

保健事業　〇データヘルス計画の推進

事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
上位目標：LDLコレステロール値を全国平均値まで下げる。 （男性126.91→124.87、 女性125.69→124.76） 下位目標： ① 事業所に健康宣言を促し、健康優良事業所を増加させる。 ② 県その他の関係団体と連携し、健康事業を進める。 ③ LDLコレステロール値の減少（特に東部地区）、事業所の禁煙（分煙）体制の確立。 重症化予防及び未受診者受診勧奨 （空腹時血糖　126mg/dl以上またはHbA1c　6.1%以上の未治療者の医療機関への受診） LDLコレステロール値の全国平均 男性124.87mg/dℓ 女性124.76mg/dℓ （静岡支部） 男性126.91mg/dℓ 女性125.69mg/dℓ	〇健康づくりに関するセミナーの開催。 〇健康宣言事業所の募集。 〇事業所訪問による、健康事業（健診利用・保健指導・禁煙対策など）の勧奨。 〇健診結果に基づいた対象者に対して、本部一次勧奨後1ヶ月後ぐらいを目途に医療機関受診勧奨文書送付。	通年	通年	〇静岡県、協会けんぽ、静岡放送・静岡新聞と連携した「ふじのくに健康事業所応援キャンペーン」を継続展開 〇静岡新聞にて、静岡県知事、協会けんぽ静岡支部長、静岡放送・静岡新聞社の社長からのコメントを掲載し広告を実施 〇商工会議所と連携した健康セミナーの開催（富士市・浜松市）　参加者：249名 〇富士商工会議所との連携による健康宣言事業所の創出と、静岡新聞への広告掲載による地域の取組みの情報発信 〇浜松商工会議所の健康福祉部会と連携し健康経営をメインテーマとしたイベント「いきいきフェスタ」を実施 〇健康づくり事業知事褒賞式と連携した健康経営セミナーの開催（静岡市）　参加者：91名 〇お天気フィラーを活用した事業所の健康宣言内容の発信 〇テレビミニ枠を活用した事業所の取り組み事例の発信 〇支部長のテレビ生出演による協会けんぽの取り組みの発信 〇静岡放送・静岡新聞のWEBポータルサイトでの事例発信 〇事例集の作成 〇健康宣言事業所386社（H29.3月末現在）	左記事業等の結果 目標であるLDLコレステロール値を検証 〇計画策定時（平成25年度データ） 男性　124.87mg/dl 女性　124.76mg/dl 【静岡支部】 男性　126.91mg/dl 女性　125.69mg/dl 〇検証値（平成27年4月から12月分まで） 【静岡支部】 男性　126.02mg/dl　（－0.89mg/dl） 女性　123.02mg/dl　（－2.67mg/dl） 〇検証値（平成28年4月～12月分まで） 【静岡支部】 男性　125.37mg/dl　（－1.54mg/dl） 女性　121.93mg/dl　（－3.76mg/dl）

12

平成28年度　　静岡支部　事業実施結果

保健グループ

保健事業　〇その他の保健事業

	事業計画・数値目標	具体的実施項目	実施期間		実施結果	実施結果の分析改善
13	高血糖者への受診勧奨	本部が健診結果で高血圧者・高血糖者に一次勧奨を行うが、高血糖者の重症化予防を目的として、支部独自の受診勧奨を文書で行う。28年度はターゲットを絞って、より効果的な勧奨にする。（勧奨数値は空腹時血糖126mg/dℓ以上またはHbA1c6.1%以上）	通年	通年	35歳以上49歳の受診者のうち空腹時血糖：126mg/dl以上又はHbA1c：6.5%以上の1,204人に受診勧奨文を送付 回答書返信：49人　返信率4.1% 治療33人、異常なし5人、3か月後再検査7人、他4人	【対前年】 対象者＋50人　返信率＋0.9% 若年層への受診勧奨は、本部の一次勧奨で実施することとなったため、今後は、糖尿病性腎症の勧奨を進める。
14	事業所訪問による、禁煙対策・保健指導の勧奨	データヘルス計画の健康宣言をした事業所で、健診・保健指導を利用していない事業所を中心に、保健指導者の事業所訪問を実施。保健指導者が事業所カルテを基に、健診・保健指導・禁煙対策等について説明し、勧奨を行う。	通年	通年	健康宣言をした事業所で、大中規模事業所を中心に、保健指導者が事業所訪問を実施し、健診、保健指導の勧奨のほか、生活習慣改善のための脂質改善や禁煙の重要性を説明した。	健康宣言にエントリーした事業所の半数が、LDLコレステロール値が保健指導判定値以上であった者の割合が高い傾向にあったことから、脂質改善や禁煙対策のパンフレットを手渡すことで、より、健康意識を高めることができた。 今後も、事業所にパンフレット等を渡し、健康の知識の普及に努めたい。
15	健康づくりに関する協定締結自治体との協働事業	〇島田市と協働で6月に集団健診を実施。実施日を日曜日とし、会場には4種類の無料OP測定器を配置し、集客を狙う。 〇浜松市、静岡市のがん検診パンフレットをオプショナル測定器付き集団健診受診勧奨封筒に同封し、市のがん検診を集団健診会場で実施。	6月・11月	6月・11月	〇島田市国保との特定健診の同時実施 協会：187人受診　国保：100人受診 〇ｵﾌﾟｼｮﾅﾙ測定器付の集団健診の勧奨時にがん検診のチラシを同封し、一部の会場で特定健診とがん検診を同時に実施した。 勧奨実施者 浜松市：19,539人　静岡市：18,032人	協定を締結した市町とは、今後も取組内容を共有し、協働事業を企画する。